
社会政策学会 *Newsletter*

1995.8.15

No. 5

臨時総会開催通知

下記のように、第91回研究大会の際に会則改正、会費値上げ問題を主たる議題とする臨時総会を開催いたします。万障お繰り合わせの上ご出席のほどお願いいたします。会則改正案の素案は、本Newsletterに掲載してあります。下線を付した部分が主たる改正箇所です。なお、現行会則は『会員名簿』に掲載されています。この改正案の素案に対しご意見のある方は、10月15日までに代表幹事宛てお知らせ下さい。10月20日の幹事会で総会に提出する最終案を決定する際、参考にさせていただきます。

記

- 1 日時 1995年10月21日 16時10分～17時40分
- 2 会場 金沢大学文・法・経済学部講義棟 A101講義室
- 3 議題 会則改正に関する件
会費値上げに関する件
その他

分科会報告者 テーマ 大募集中！

第92回大会は1996年5月18日、19日の両日、日本大学商学部（世田谷区砧）で開かれることが決定しました。いま、同大会における分科会のテーマおよび報告者を大々的に募集しています。分科会テーマの場合は、報告者についての希望も記してください。なお、関連テーマに関する複数の報告希望者が組になってテーマ別分科会として申し込まれることも歓迎します。また、これまで通り、自由論題についての報告希望者も募集します。どの場合も、テーマの主旨、報告要旨などを400～600字程度にまとめ、1995年10月10日までに本部宛お送りください。とくに大会で発表されたことのない、若手会員が積極的に応募されることを期待しています。

会費納入のお願い

1995年度までの会費をご納入ください。まだ納入されていない方は Newsletter の前号をお送りした際に未納年次および金額を記載した振替用紙を同封いたしてありますので、なるべく早い機会にご納入ください。とくに4年以上滞納されている場合は、本年8月末日までにご納入いただけないと、自然退会の処置をとらざるをえなくなります。ぜひこの機会にご納入くださるよう重ねてお願いいたします。

目次

会則改正案（素案）	2～3
幹事選出規程案 / 会費規定案 / 機関誌編集委員会規程案	3～4
幹事会記録（第12回）	4～5
名簿記載事項の訂正ほか	6

社会政策学会会則（改正案素案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、社会政策学会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、社会政策研究の発展をめざして研究者相互の協力を促進し、内外の学会との交流を図ることを目的とする。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、幹事会の定めるところに置く。

（事 業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため下記の事業を行なう。

1. 全国大会の開催
2. 研究大会の開催
3. 地方部会ならびに分科会の主催による研究会の開催
4. 公開講演会の開催
5. 内外の諸学会との連絡・提携
6. 研究発表のための刊行物の発行
7. その他本会の目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会の会員は、社会政策の研究者で、第6条に定める手続きにしたがって別に定める規定による会費を納めた者とする。

第6条 会員となるには会員2人の紹介により入会を申し込み、幹事会の承認を得なければならない。会員資格は会費を納入した時点で成立する。ただし、入会の日付は幹事会の承認日とする。

第7条 会員は、学会刊行物の配布を受けることができる。

（退会および復帰）

第8条 会員は、書面により代表幹事に通告すれば退会することができる。

第9条 会員で3年度分以上の会費を滞納した者に対しては、幹事会の議決により退会したものとみなすことができる。

前項による退会者が学会への復帰を希望する場合は、第5条に定める手続きにしたがって幹事会の承認を得た上、退会手続きがとられた際の未納会費の全額を納入するものとする。

（名誉会員）

第10条 多年にわたり社会政策学の発展に貢献した会員を、名誉会員とすることができる。

名誉会員は、会員歴30年以上で年齢満75歳以上の会員のなかから代表幹事の推薦により、幹事会が推挙する。

名誉会員は、学会の役職の義務を負わず会費を免除される。ただし、会の有料刊行物については実費を負担するものとする。

第3章 役 員

（役 員）

第11条 本会に次の役員を置く。

幹事 24人
会計監査 1人

（幹 事）

第12条 幹事のうち16人は、総会において出席会員の投票によって会員中より選出し、残りの8人は選出された幹事の推薦によって選任する。推薦幹事の選考にあたっては、幹事会の構成が偏ることのないよう研究分野・性・年齢・地域などの諸要素を考慮に入れるものとする。

推薦幹事は、2期連続して推薦により選任されないことを原則とする。

幹事の選出に関する手続きは別に定める。

第13条 幹事の任期は2年とし、改選の行なわれた総会終了後から、次の改選の行なわれる総会まで在任するものとする。連続3期を限度として、重任は妨げない。

（代表幹事）

第14条 幹事会は、互選により代表幹事1人を選出する。

代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。

(幹事会)

第15条 幹事会は、代表幹事が招集し、総会から総会までの間本会の重要事項を審議する。

第16条 幹事会の議事は、出席者の過半数により決定する。可否同数の時は議長が決定する。

(会計監査)

第17条 会計監査は、本会の経理を監査する。

第18条 会計監査は、会員総会において会員の投票により会員のなかから選出する。

会計監査の任期については、第13条の規定を準用する。

第19条 会計監査は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会)

第20条 本会は、毎年1回総会を開く。

総会は、代表幹事が招集し、本会の予算、決算、その他重要事項を議決する。

幹事会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の請求があった時は、臨時総会を開く。

第21条 代表幹事は、総会の議事、会場および日時を定め、あらかじめこれを会員に通知しなければならない。

第22条 総会の議長は、その都度会員の中から選任する。

第23条 総会における議決は、出席会員の過半数による。

第5章 組織

(事務局)

第24条 本会は、日常業務を処理するため、代表幹事のもとに事務局を置き、つぎの会務を処理する。

1. 大会および総会の開催に必要な事項

2. 会費の徴収および経理事務

3. 予算案および決算書の作成

4. その他会の運営に必要な事項

代表幹事は、幹事会の承認を得た上で、会務の一部を他機関等に委託することができる。

(地方部会)

第25条 本会は、別に定めるところにより、全国各地に地方部会を置く。

(分科会等)

第26条 本会は、幹事会の議決により分科会、委員会などを設けることができる。

第6章 資産および会計

(資産)

第27条 本会の資産は、会費、寄付金、その他の収入による。資産の支出は、幹事会の議決を経て総会が承認した予算にもとづいておこなう。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(会則の変更および本会の解散)

第29条 本会則を変更し、または本会を解散するには、幹事会において全幹事の3分の2以上の賛成によって総会に提案し、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第30条 本会則に関する細則は、幹事会において定める。

付 則 本会則は、1996年4月1日から施行する。

幹事の選出に関する規程(案)

第1条 選挙により選出する幹事の地方ブロック別の定員をつぎのように定める。

関東(甲信越を含む) 8人

関西(東海北陸を含む) 4人

東北・北海道 2人

九州(中国四国を含む) 2人

計 16人

第2条 地方ブロックへの所属は、主たる勤務先による。ただし、任期途中で勤務先が別の地方ブロッ

- クに移っても任期終了までは幹事として留任する。
勤務先をもたない場合の所属は、居住地による。
- 第3条 幹事選挙は、7人連記によって投票し、地方ブロックごとに得票順位の上位から第1条に定める定員を選出する。
- 第4条 前条の規定にかかわらず、幹事会における満65歳以上の幹事の構成比は、全会員中における満65歳以上会員の構成比を超えないものとする。
前項にもとづく幹事の選出は、地方ブロックにかかわらず得票順による。
- 第5条 得票が同数のために定員数の幹事を選出できない場合は、抽選で決定する。
抽選は、選挙管理委員が行なう。
- 第6条 選挙管理委員は、総会出席会員の中から幹事会が指名する。
- 第7条 代表幹事は、選挙のおこなわれる総会の前日までに被選挙人全員の氏名および所属地方ブロックを全会員に知らせなければならない。
- 第8条 本規程の改正は、幹事会において全幹事の3分の2以上の賛成によって決定する。

会 費 規 定 (案)

- 第1条 本会会則第5条により、会員は、会費として毎年?,000円を納めるものとする。
ただし大学院生は、毎年?,000円を納めるものとする。
- 第2条 前条にかかわらず、春の大会終了後の入会者については初年度会費を?,000円とする。
大学院生で春の大会終了後に入会した者の初年度会費は、?,000円とする。
- 第3条 同居の親族2人以上が会員である場合、該当者は、あらかじめ代表幹事に申請すれば、1人を除く会員について、会費中の有料刊行物相当額(3,000円)の免除を受けることができる。

機関誌〔年報〕編集委員会規程(案)

- 第1条 編集委員会は、編集委員長、事務局担当校から選任された委員1人、幹事会が委嘱した委員6人の計8人の委員によって構成する。
- 第2条 編集委員長は、幹事会において幹事のなかから選任する。
- 第3条 編集委員長および事務局担当校から選任された委員の任期は2年とする。また、幹事会が委嘱した6人の委員の任期は4年とし、その半数を幹事改選の際に交代する。
- 第4条 編集上重要な事項は、幹事会と打ち合わせのうえで決定する。
- 第5条 編集委員会は必要に応じ編集委員長が招集する。
- 第6条 編集事務所は幹事会の定めるところに置く。

第 1 2 回 幹 事 会 記 録

- 【日 時】 1995年7月22日(土曜)午後1時半～4時半
【会 場】 法政大学大学院(92年館)4階会議室
【出席者】(敬称略)伊藤セツ, 加藤佑治, 工藤恒夫, 栗田健, 佐口和郎, 高田一夫, 高橋祐吉, 二村一夫, 早川征一郎, オブザ-バ- : 永山利和(日本大学商学部)

【報告事項】

1. 代表幹事から会の現況などについてつぎのような報告があった。
- i) 会員数(7月21日現在)
874人(うち名誉会員9人)他に、入会承認済みで会費未納5人。
逝去および退会各1人
- ii) 会費納入状況(7月21日現在)
95年度会費納入済 865人中610人(納入率70.5%)
95年度会費未納者 264人(他に、入会承認済みで会費未納5人)
- | | | | | |
|----|-----|-----|-----|------|
| 内訳 | 5年分 | 7人 | 2年分 | 56人 |
| | 4年分 | 11人 | 1年分 | 158人 |
| | 3年分 | 32人 | | |

[追記： なお，8月12日現在で，会員数は877人，うち会費納入義務ある会員は868人，95年度会費納入済み会員は642人（納入率 74.0%），未納会員は226人，入会承認済みで会費未納者は3人となった。]

第89回研究大会開催費の残余金100,000円が佛教大学より本部会計に戻された。
Newsletter no.4 を発行した

2. 栗田健国際交流小委員会委員長からヨーロッパ社会保障学会からダブリン大会について連絡があったことなどが報告された。

3. 加藤幹事から，学術会議経済政策研連第9回シンポジウムについて報告があり，なるべく多くの会員が参加するよう要請することとした。内容はつぎのとおり。

日時 1995年12月1日（金）

場所 学術会議会議室

共通テ - マ 「パラダイムの転換と経済社会政策」 報告者および討論者は8学会より各1人。

このシンポジウムへ社会政策学会から参加する報告者および討論者はつぎのとおり。

報告者 西村 裕通（同志社大学）

テーマ 「パラダイムの変換と現代社会政策」

討論者 中西洋（新潟大学）

【議題】

1. 第92回大会共通論題に関する件

高田幹事より，別紙資料のような提案があった。討論は，人口変動という概念ではなく，むしろ社会変動ではないかということ，人口変動ないし社会変動自体を共通論題として議論するのではなく，それらを底流におき，戦後社会保障システムの総決算の観点から整理してみたらどうか，報告の候補者についてなど，多くの意見が出された。それらを含め高田幹事に具体案作成をすすめてもらうことになった。また，第90回大会の経験から，事前の報告者打合会を開く必要性などが指摘された。

2. 第92回テーマ別分科会について

テーマ別分科会として次の3つを設定することで一致した。

ジェンダー分科会 テーマ「男女平等賃金・ジェンダーと階級」（伊藤幹事担当）

労使関係分科会 テーマ「労働史」（佐口幹事担当）

社会保障・社会福祉分科会 テーマ「大震災と社会政策」（担当者には，先の幹事会でこのテーマを提案された浜岡幹事に依頼することとし，その後浜岡氏の了承を得た）

3. 第94回大会以降の共通論題に関する件

1997年は旧学会の創立100周年にあたる。したがって，第94回大会の開催については早めに準備し，国際シンポジウムの開催なども考慮すべきであろうとの問題提起が代表幹事からあった。

共通論題としては，すでに佐口幹事から，産業空洞化と地域社会，アジアの労働と生活の2つが提起された。議論は，に集中したが，次回幹事会で，佐口幹事から，より具体的な提案をしてもらうことになった。

4. 会則改正の件

先に第9回幹事会に提出した会則改正案を再度手直した案が代表幹事から提案された。再訂正の理由は，前回の改正案は長年の間に，さまざまな理由でつくられた申し合わせをすべて会則に盛り込もうとしたため，構成上もアンバランスで，内容的にも不適切なものが残されていた。この改正案について討議し，その結果を織り込んだ案をまとめて全幹事の意見を求め，その上で臨時大会前にニュー・スレタ - などの形であらかじめ会員に配布し，10月20日の幹事会で最終案を決定し，秋の研究大会の際，臨時総会を開いて決定する方針が了承された。

5. 会費値上げの件

代表幹事から，96年度から会費を引き上げるには，研究大会における臨時総会で決めておく必要がある。問題は引き上げ幅で，1,000円にするか2,000円にするか決めなければならない。アンケート結果からすると，上げ幅はなるべく抑え1,000円程度にしたいと見解が出された。最終的には，次期本部校関係者とも相談の上，これも10月20日の幹事会で決めることになった。

6. 入会申し込みに関する件

つぎの入会申し込みが全員一致で了承された。

下平好博（明星大学），推薦者：佐口和郎，森建資

7. 文部省科学研究費審査委員候補者の推薦について
学術会議から文部省科学研究費の第1段と第2段の審査委員候補者の推薦を求めてきていることが報告され、具体的な人選は代表幹事に一任することになった。〔なお、氏名は公表しないことになっている。〕

以上

名簿記載事項の訂正など

【所属・住所変更】

以下は、Newsletter No4 発行後に判明した事項です。ご訂正ください。なお、住所、電話番号がいずれも変更されている場合は、旧住所・旧番号の記載を省略しました。

赤岡 功
石川 両一
小倉 一哉
児嶋 正男
小林 綏枝
小山 秀夫
坂本 清
竹田 誠 愛知大学（所属変更）
土田 俊幸
南雲 和夫
山本 克郎
吉田 健二

【新入会員】

井上 信宏（いのうえ のぶひろ）
上西 充子（うえにし みつこ）
熊沢 透（くまざわ とおる）
篠原 健一（しのはら けんいち）
下平 好博（しもだいら よしひろ）
田中 和雄（たなか かずお）
千田 忠男（ちだ ただお）
寺中 直人（てらなか なおと）
野城 尚代（のしろ ひさよ）
野原 博淳（のはら ひろあつ）
藤原 千沙（ふじわら ちさ）

【お詫びと訂正】

Newsletter no.4 の新入会員紹介につきのような誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

黒田 慶子
袖木 理子 お茶の水大学大学院 お茶の水女子大学大学院

発行
社会政策学会
代表幹事 二村 一夫
〒194-02 東京都町田市相原町4342
法政大学大原社会問題研究所内
電話 0427-83-2307 FAX 0427-83-2311
